

「小児かかりつけ診療料1」について

小児かかりつけ医制度とは「お子さんにかかりつけ医を持ちましょう」という国の方針に基づくものです。

かかりつけ医として1カ所の医療機関（小児科）を登録する制度で通常の診療等だけでなく、診療時間外の急な困りごとに院長が直接お電話で対応いたします。

当院は「小児かかりつけ医」の機能を持つクリニックとして厚生労働省より認可を受けています。病気の診療だけでなく、予防接種や健診などを通し、健康と成長を見守り、ご家族と共に子育てのお手伝いをさせていただきたいと思っております。

登録は任意です。かかりつけ登録の有無で診療内容が変わるようなことは全くありません。

【対象となるお子様】

ワクチン等を含めて当院を4回以上受診したことがある、現在6歳未満（未就学児）のお子さんが対象です

【登録方法】

対象のお子様が当院を受診される際にご案内いたしますので、ご希望の場合は同意書へ記入をお願いいたします

当院では継続して受診されている患者様の“かかりつけ医”として次のような取り組みを行っております。

【お願い】

健康診断の結果・予防接種の受診状況を定期的に確認しますので、受診時にお持ちください（母子手帳に記載されています）

【かかりつけ医として】

当院では継続して受診されている患者様の“かかりつけ医”として次のような取り組みを行っております。

- ・ 急病時の診療や、慢性疾患の指導管理
- ・ 健康診断の結果を把握して、発達段階にもとづいた助言や指導、健康相談に応じます
- ・ 発達についての相談、育児に関する相談に対応いたします
- ・ 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導、また予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います

- ・オンライン資格確認などを活用して受診されている医療機関を把握及び連携し、必要に応じて専門の医療機関へ紹介をいたします
- ・「小児かかりつけ診療料」に同意・登録いただいた患者様からの診療時間外の電話等による相談等に対して対応いたします

やむを得ず電話対応できない場合などには下記の小児救急医療電話相談や、提携医療機関にご相談ください

小児救急医療電話相談	# 8 0 0 0 （しゃーぷ はっせん）
熊本地域医療センター	096 - 363 - 3311（代表）
熊本赤十字病院	096 - 384 - 2111（代表）

【かかりつけ医登録のデメリット】

お子さんや保護者の方に特にデメリットはありません。

診療報酬明細書の記載（保険点数）が変わりますが、窓口での特別なお支払い等はありません。登録はいつでも解除・変更することができます。

【すべての小児科が導入している制度ですか？】

施設基準を満たし厚生労働省より認定を受けた医療機関が導入している制度ですが、このシステムを採用していない小児科クリニックもあります。

【他の医療機関への受診はできないのですか？】

他院への受診を制限する制度ではありません。休診日や夜間など当院が対応できない場合やその他のご事情がございましたら、もちろん他院へご受診ください。

次に当院を受診された際に、その旨をお知らせください。（他院で受けた投薬などもお知らせください）

医療法人武秀会

ながみね総合クリニック

2026年6月1日